

第6回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和3年7月29日（木）午後7時～

○開催場所

片桐地区公民館 研修室1・2

○出席者

学童保育所 代表者及び支援員	25名
大和郡山市学童保育連絡協議会（以下「市連協」という。）会長	1名
子育て支援課	3名

○次第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について
「総則（クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び 苦情 対応、支援員等の研修）（案）」の修正及び意見について
4. 今回の議事録等の公表及び次回の進め方について
5. 閉会

○議事

1. 開 会

市 : 本日は暑い中ご参加いただきまして、ありがとうございます。夏休みが始まり、支援員の方々も朝からお疲れになられていると思いますが、よろしく願いいたします。また、本日奈良県内の新型コロナウイルス感染者が60人を超えておりました。第5波と言っても問題ない状況ではありますが、引き続き感染症対策に注力いただきますようよろしく願いいたします。

それでは、第6回(仮称)大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会を開会します。

2. 自己紹介
略

3. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について

「総則(クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修)(案)」の修正及び意見について

市 : 次第3「大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成について」です。前回、総則(クラブの育成支援、障害のある児童、防災及び防犯対策、要望及び苦情対応、支援員等の研修)の案について説明させていただきました。お手元に資料があると思いますが、持ち帰っていただきまして、何か修正やご意見などございましたら挙手をお願いいたします。

挙手なし

市 : ご意見などはございませんか。なければこれにて決定とさせていただきたいと思います。

意見なし

市 : 次第3については、現在の運営と同じようにされているということもあり、ご意見などはなかったかと思いますが、これで運営指針についてはまとまりましたので、第1回から現在まで協議してきました運営指針は、後日、市の公式ホームページで公開いたします。

4. 今回の議事録等の公表及び次回の進め方について

市 : 続きまして、次第4「今回の議事録等の公表及び次回の進め方について」です。初めに市連協会長より一言お願いします。

市連協会長 : 議題とは逸れるかもしれませんが、皆様にお願ひがあります。私が市連協に関わり始めて7年半ほどになります。その中で全国連協、県連協、市連協の方々とは意見を交わす機会がありました。先週の日曜日にも佐賀県連協の方の話、学童保育所におけるトラブルの話をお聞きしました。私は学童保育所において一番トラブルになるのは、子どもたち同士のトラブルや障害のある児童の対応だと考えておりましたが、実は保護者と支援員間のトラブルが一番多いということでした。また、一度こじれたトラブルは改善に向かうことが少な

いということもお聞きしました。

これから運営協議会が立ち上がるにあたり、運営協議会に参加する学童保育所も、参加しない学童保育所も、保護者は、支援員にいつも子どもを見守ってくれてありがとうという感謝の気持ちをもって、支援員は、保護者に対して至らぬ保育ですみませんという気持ちをもって、お互いが歩み寄っていただかないと、学童保育所はうまくいかないようなものなので、そういう思いをもってお互いに尊重していただきたいというのが私からのお願いです。

市 : 次回の進め方について、皆様と回数を重ねて運営指針が策定され、運営協議会が立ち上がってからのクラブについて大まかな部分が決まったこととなります。令和4年4月からの運営協議会設立に向けて、市としても予算などの準備に入らなければなりませんので、まず運営協議会に加盟していただくかどうかという意向の確認をさせていただきたいと思えます。

各クラブで保護者会を開くといった段取りもあると思えますので、今この場でということではなく、また今回の説明会に参加されていないクラブもいらっしゃるの、全クラブの代表者の方に運営協議会への加盟の意向確認の文書を郵送いたしますので、8月末頃を期限としてこちらに返信していただければと思います。

その際、同一の小中学校区に2以上の支援単位を設けているクラブがありますが、便宜上、第1学童保育所の代表者宛に文書を送付いたしますので、第1学童保育所の代表者の方が、同一の小中学校区にあるクラブの代表として返送いただきたいと考えています。

そして、次の段階として、加盟されるクラブと詳細について協議を進めていくという形を考えています。

運営協議会に加盟しないクラブの方につきましては、本説明会が最後の説明会となりますので、ご質問等ございましたら、お答えさせていただきます。

参加者 A : 前回の説明会にて配布いただいた資料の支援員等の給料等について、説明では基準よりも高い場合は、上限までは合わせるという説明でしたが、私どものクラブでは非正規支援員にもパートの方にもボーナスがあります。運営協議会に移行するとボーナス分の収入が減ってくる支援員等が出てくると思えます。いきなり合わせるのではなくて、何か救済措置は考えておられますか。

市 : 人件費の部分について各クラブで独自の部分もあると思えますが、運営協議会では統一的な基準となりますので、現在の給料よりも下がってしまうこともあり得ます。そのため、加盟していただくかどうかというのは、給料面や開所時間、利用料などを総合的に判断して決定していただきたいと思えます。

参加者 A : 運営協議会加盟への意向確認にあたり、今まで提供していたおやつや開催していた行事が継続できるかは大きなポイントであると思えます。年間おやつ代はいくらという最低保障は設けないのですか。

市 : 現在おやつ代や行事費は、クラブによって様々ですので、具体的な算定はまだですが、前回

の説明会でもお話ししたように各クラブに登録されている児童数に応じた金額をお渡しすることになります。

参加者 B : クラブで事務員として雇用されている方がいらっしゃると思います。その方の給料はどのようなのでしょうか。

市 : クラブが独自でされているところも加味して補助していこうと考えていますので、金額はまだ算定できていませんが、諸費や雑費に対しても補助していきたいとは考えています。

参加者 C : 各クラブでトラブルがあった場合、通常そのクラブで勤務している支援員が対応し、うまく収まらなくなって、運営協議会に持ち込まれると考えられますが、その状態で運営協議会に勤務する別のクラブの支援員が、ヘルプに入っても保護者は納得するのが疑問です。

市 : 苦情処理を運営協議会が行う際、支援員に協力をいただいて運営協議会が対応する場合と運営協議会が単独で対応する場合がありますが、トラブルのあったクラブを別のクラブの支援員が直接対応するというのは、基本的にはないと考えています。

ただ、全てのトラブルを運営協議会ではなく、内容によっては各クラブの中で解決していただかなければならないものもあると考えます。

参加者 C : 保護者同士のトラブルについて、支援員も入りながら現在もクラブで解決していますが、裁判等に発展した場合、運営協議会が責任者として対応していただけるのでしょうか。

市 : 保護者同士のトラブルは基本的にはクラブでの対応になりますが、クラブとして裁判になるということであれば、運営協議会が対応していくことになると思います。

参加者 C : クラブの行事について、どこまで自由にできますか。

市 : 行事については、予算の範囲内という制約はありますが、基本的には自由にさせていただいた方がいいと考えています。夏祭りなどは、児童も保護者も期待されているところであると思いますので、基本的に今やっていたらいる学童保育を継続していただきたいというのは基本的なスタンスです。

参加者 C : 運営協議会に加盟すると支援員等の異動はありますか。

市 : 現在クラブで勤務している支援員等の異動はないように考えています。現在のクラブだから勤務しているという事情もあると思われるためです。運営協議会設立後に雇用する方につきましては、どこのクラブ勤務でもかまわないという雇用になると考えられます。

参加者 D : 苦情処理について、現在保護者会の会長が 19 時でも 20 時でも保護者とやり取りしていただいています。運営協議会も同じく、スマホや SNS を利用してリアルタイムに保護者の対応をしていただけるのですか

市 : クラブ又は運営協議会が窓口になりますので、運営されている時間内でご相談いただくということになりますので、22 時などといった対応はできかねると思います。

参加者 D : 入所時にクラブや運営協議会が対応できる時間は提示しますか。

市 : そのとおりです。苦情対応は子ども同士、保護者同士で話し合えば解決できることから学童保育所に対応できないことまで様々なものがあると思います。ただ窓口的には運営協議

会におっしゃっていただくことも可能で、運営協議会からクラブに対応していただけるよ
う言えることもあると思います。

参加者 D : 支援員の雇用の責任者は、運営協議会ということでしょうか。

市 : そのとおりです。

参加者 D : 行事費などの金額について、児童数が多いクラブには多く交付されるなどの具体的な提示
がありませんが、いつ提示されるのですか。

市 : 加盟されるクラブの数にもよりますが、クラブの登録児童数に応じて交付されることにな
ると思いますので、児童数の多いクラブは、交付される金額も多くなると考えられます。

参加者 A : 現在クラブで勤務している支援員等については、そのクラブで勤務ということでしたが、
現在基準よりも多く支援員等を配置しています。運営協議会移行後も支援員等の数は現在
と同じように確保できますか。

市 : 児童数に応じた支援員等を配置することになりますので、必ずしも現在と同じ人数でシフ
トに入っただけとは限りません。基準の配置が2人だから2人だけしか配置しない
ということはないにしても、あまりに多くの配置はできないと考えられます。

参加者 A : クラブで保護者が資金を集め、支援員等を独自に雇用することはできますか。

市 : そこまでは想定していませんが、追加の料金が発生し、保護者全員が納得するかわからな
いので、好ましくないように思います。

参加者 D : 保護者の方から、他の児童よりも目をかけてほしいと支援員等の増員の希望があったとき
は、障害のある児童として加配職員を増やして対応できますか。

市 : 加配の基準による検討が必要な部分ではありますが、保護者の希望により自由に加配する
ことはできません。

参加者 D : 加配の支援員をクラブ独自で雇用することはできますか。

市 : 加配として配置するための国の基準によれば可能ですが、それ以外で自由に配置すること
はできません。

参加者 D : 診断書が下りている児童だけではなく、保護者から保育園の時に友達とのトラブルが多か
ったので、よく見てほしいという児童については加配の対象外ということですか。

市 : 基準を満たさない方は、加配の対象外となります。ただ、加配の対象児童は必ずしも手帳
や診断書を必要とはしません。特別支援学級に行っているが、手帳も診断書もない児童も
加配の対象児童となることがあります。そのため、保育園や小学校の先生と連携して、入
所前に運営協議会と支援員が判断します。

基本的に障害のある児童も受け入れるというのが目指していく形なので、体制が整わない
場合を除き、入所していただくことはできると考えており、お見込みのケースであれば、
障害のある児童としてではなく、入所していただく場合も想定されます。

参加者 D : 障害はないとしても、手のかかる児童1人に手がかかると他の児童に目が行き届かないの
で、支援員の数を増やすなどの配慮はしてもらえないのですか。

市 : 診断書などがなくても特別支援学級に入っておられる可能性があるのですが、そういった場合

については配慮されると思います。しかし、小学校で通常学級に入っている場合、クラブで加配の対象になるのは難しいと考えられます。

参加者 D : 来年4月から運営協議会になる中で、支援員等の配置や雇用についてのタイムスケジュールはいつ示されるのですか。

市 : 加盟するかどうかの意向の確認をさせていただいてからとなります。

参加者 E : 夏休みや行事の時に、支援員等の人数を増やす対応はできますか。

市 : 行事については、必要な人員を増やすなど柔軟に対応することができると考えられます。一方、夏休みは普段の平日と同じようになると思います。

参加者 E : 行事とおやつはどこまで自由にできますか。

市 : 予算以外に制限はないと思っていただいてもいいと思います。現在と変わらなければ、運営協議会になったからといってできなくなるということはありません。

参加者 F : 運営協議会に加盟するとなれば、余剰金は全額返納になりますか。

市 : 現在、余剰金について返納金はなしとできないか検討しています。そのため、具体的な回答はいたしかねます。

参加者 F : 運営補助金の使途を決めるのは運営協議会ですか。

市 : 運営協議会は、クラブに交付された運営補助金の使途には口を出さないとしますので、支援員等と保護者で決めていただくことになると思います。

参加者 D : 現在クラブで、長期休暇中に宅配弁当を頼む制度があったりするのですが、長期休暇中のお弁当の注文も保護者でやっているのか運営協議会が担っていただけるのですか。

市 : 具体的な部分については回答しかねるのですが、クラブが独自に行っていることについては支援員等に担っていただくことになると思います。負担になるということであれば、将来的にシステムを導入することが考えられますが、現段階でそれが叶うかというのは、回答しかねます。

参加者 D : 運営協議会が担う部分と支援員等が担う部分の切り分けはどうなるのですか。

市 : 以前からの説明会でご説明しているようにクラブの会計事務は支援員の方に担っていただきます。そういったお弁当の注文は会計事務にあたり、支援員の方に担っていただくこととなります。

参加者 D : 会計事務を担っていただく方を新たに運営協議会が雇用していただけるのでしょうか。

市 : 現在在籍している支援員の方から募集することを考えています。

参加者 G : すでいくつかのクラブは加盟され、来年の4月には必ず運営協議会は設立されるのでしょうか。

市 : まだ意向確認を行っていませんので、どれだけのクラブが運営協議会に加盟するか把握していません。

参加者 G : 4月から設立する予定ですが、加盟するクラブがなければ設立しないのですか。

- 市** : 加盟するクラブが1つでは設立はできないと思います。厳密にいくつクラブが加盟すれば、設立するという明確な基準はありませんが、加盟について様子見をしたいという学童保育所もあると思いますので、加盟しないクラブの理由も聞かせてもらいながら2~3のクラブで設立して様子を見ていただくこともできるのではないかと考えています。
様々なご意見もあり、ご不安な点も聞かせてもらいながら、強制ではないのですが、市も支えていく体制にありますので、加盟していただきたいと思います。
- 参加者 G** : 加盟するとなれば、クラブとの調整や具体的な話になっていくのですか。
- 市** : そのとおりです。
- 参加者 D** : 運営協議会になるとクラブの特色は出せなくなりますか。
- 市** : 雇用面や開所時間など運営指針として統一せざるを得ない部分は特色を出すことは難しいですが、おやつや行事などはクラブの特色を出すことができると考えています。
- 参加者 D** : 現在勤務されている支援員等の勤続年数により、特別賞与も支給したりするなどのクラブ独自の特色というのは運営協議会でも加味されるのでしょうか。
- 市** : 人事雇用面は統一されるので、雇用面の特色は加味されません。
- 参加者 H** : 余剰金で給料の下がる分を補償することはできるのですか。
- 市** : 余剰金の使途の可否は、市から何かを言うことができません。保護者会で判断していただくことになります。
- 参加者 H** : 運営協議会で雇用する方の人選はどのようにされるのでしょうか。
- 市** : 募集していくことになります。何人程度の規模になるかは現在決まっていますが、加盟していただけるクラブの数にもよると考えます。
- 参加者 I** : 加盟するクラブが多くなると、そのクラブのことを理解している方でなければ、対応が難しいと思います。そういった点が懸念されると思います。
- 市** : そういった懸念もあろうと思いますので、少なからず市が関わっていくことになると考えています。
- 参加者 J** : 次回から加盟するクラブのみで協議していくことになるということでしたが、1ヶ月で加盟するか決めるのは、難しいという意見があります。意見を言うことはありませんが、迷われているクラブや保護者が加盟せずとも協議に参加してもいいですか。
- 市** : 協議を見ていただくことは問題がないと思いますが、来年度から加盟するとの意思表示はしていただきたいです。加盟することになりましたら運営協議会の中身についての協議になっていくと思います。加盟されるクラブと個別に話すところや全体で集まって協議することがあると思いますが、その分については参加いただけると思います。
また、皆様に関係のある重要なことについては市公式ホームページに掲載する予定です。
- 参加者 K** : 以前に保護者に向けて資料を配付するとおっしゃっていたと思いますが、配布されるので

しょうか。

市 : 本説明会で決定した運営指針が資料となりますので、全体をまとめたものをホームページに掲載いたします。

参加者 A : 補助金について、運営協議会になれば、国の基準で補助金を取りに行くために開所日数や開所時間を決めていると思いますが、以前加盟しないクラブは、市の基準になるか国の基準になるかは決まっていないということでした。現在も決まっていないのですか。

市 : 現在は、市の基準に則った形になると考えています。将来的には国の基準に近づけていきたいと考えていますので、250日の開所を実施できるような体系になっていくとは思いますが、しかし、来年度すぐには変更することは考えていません。

参加者 D : 運営協議会に加盟すれば、支援員等の負担が増えることが予想されますが、会計事務を担う希望者がいなかった場合、どうなるのですか。

市 : 基本的には説明していくしかないと思います。現在保護者が担っていただいている負担を誰が担うかという点と当然、本部的なことは運営協議会で行うことができますが、クラブの負担は支援員の方に担っていただくざるをえないと思います。それは他市のクラブも同じく担っていただいているので、お願いしていく必要があると思います。

参加者 L : 運営協議会加盟に伴う支援員等への説明は市がしていただけるのですか。

市 : 運営協議会が設立されれば、運営協議会が行っていくことだろうと思いますが、はじめの立ち上げの際には市がお話させていただきます。

参加者 M : 運営協議会に参加するクラブが少なければ、設立されない可能性があるのですが、保護者会で加盟の判断をすることが難しい。市からクラブを回って説明していただけますか。

市 : 現在まで協議を通じてご判断いただくため、説明会を行っていますので、難しいです。クラブに個別のデメリットがあるということであれば、全体として集まる機会はないので、8月6日までに個別にメールなどで問い合わせいただければ、回答させていただこうと考えています。

統一的なことであれば、市公式ホームページにあげることもできますが、クラブ独自のことをホームページにあげることはどうなのかということがありますので、個別に回答していくことになります。

参加者 M : 一般的なところについて、市のホームページにあげられたとしても自分たちのクラブはどうか分からないので、そこを聞く機会をもうけてほしいです。

市 : 時間内で可能な限り説明しますが、中身は運営指針の説明となります。

参加者 D : ソフト面ハード面の詳細については、運営協議会が4月に稼働してから決めましょうということでもいいですか。

市 : 稼働しなければ決められない部分はあると思いますが、稼働する前に決められるところは

決めていきたいと思います。

参加者 D : 2、3の加盟があれば稼働しますということですか。

市 : そのとおりです。

参加者 D : 来年度は運営協議会に加盟することは見送るとなった場合、今後加盟するクラブで協議して完成したものを加盟しないクラブも見せてもらうことはできるのですか。

市 : 市としても極力加盟していただきたいと考えていますので、可能です。

参加者 D : 問い合わせについて8月7日が保護者会なので、8月6日から延ばせないですか。

市 : では8月10日までに問い合わせいただければと思います。

市 : 最後に特色について、県内で保護者会運営を行っているのは大和郡山市だけです。私が異動してきたとき、保護者が共働きなのに、クラブに時間を費やすのは負担が大きすぎるので、市の方で運営協議会を立ち上げて負担を軽減してほしいという強い要望がありました。保護者会でクラブを運営することのメリットとしてそれぞれのクラブで特色を出し合った行事であったりおやつであったり、お金をかけたりできることです。

ただ、負担を減らして、運営協議会にするということはある程度統一される部分が出てきますので、そういった部分については我慢していただきたいと思います。

公営や民間委託でもクラブに雑務専用の人材を配置していないと思います。そのため支援員の方に役割の一部を担っていただくことを考えています。公営や民間委託と比較して、給料体系を提示させていただいておりますので、決して支援員等を安く評価しているわけではございません。他市と同じように大和郡山市としても実施していきたいと考えています。

市連強会長 : 全国的な流れとしましては、学童保育所というのは民間に委託する流れがあります。個人的に学童保育というのは、ビジネスにそぐわないと考えています。子どもたちの生活の場というのがメインでありますので、そういった全国で民間委託をした学童保育所の話では民間委託した当初は、支援員等を雇用されていますが、どんどん支援員を変えていくということがあります。そのような流れの中で大和郡山市が運営協議会を立ち上げてくれるというのは感謝しています。そういったことを皆様に共有していただければと思います。

閉会 午後8時40分